

# 過疎地域での投資に対する税制優遇が 変わりました



「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(新過疎法)の施行に伴い、税制優遇の対象業種や取得価格要件等が改正されました。

## 主な変更点

○**資本金の額に応じ、取得価額要件が異なる要件設定に変わりました!**

資本金5,000万円以下の中小規模法人は年500万円以上の投資から適用できます。

○**設備の単純更新に対しても適用されます!**

資本金5,000万円以下の中小規模法人は設備の単純更新に対しても適用できます。

○**対象業種に「情報サービス業等」が追加されました!**

従来の「製造業」「旅館業」「農林水産物等販売業」に加え、「情報サービス業等」も税制優遇の対象業種になりました。

## 変更前後の比較

	旧過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	新過疎法(※1)																							
適用期間	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降																							
対象業種	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業	左記業種+「情報サービス業等」																							
対象資産	建物、附属設備、機械装置 (旅館業を除く)	左記資産+「構築物」																							
取得価格要件	2,700万円以上	業種、資本金により異なる(※2,3)																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="3">資本金</th> </tr> <tr> <th>5,000万円以下</th> <th>5,000万円超1億円以下</th> <th>1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業</td> <td>500万円</td> <td colspan="2">500万円</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td>500万円</td> <td colspan="2">500万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種	資本金			5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超	製造業	500万円	1,000万円	2,000万円	旅館業	500万円	1,000万円	2,000万円	農林水産物等販売業	500万円	500万円		情報サービス業等	500万円	500万円	
対象業種	資本金																								
	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超																						
製造業	500万円	1,000万円	2,000万円																						
旅館業	500万円	1,000万円	2,000万円																						
農林水産物等販売業	500万円	500万円																							
情報サービス業等	500万円	500万円																							
取得形態	新設又は増設に限る	新設・増設に加え、以下も対象(※4)。 ・建物及びその附属設備については改修(増築、改築、修繕、模様替)のための工事費 ・設備の更新及び生産能力増加を伴わない設備の導入費																							
地方税の優遇内容(※5)	<b>【事業税】</b> 課税免除(3年間) <b>【不動産取得税】</b> 課税免除 <b>【固定資産税】</b> 課税免除(3年間)																								

※1 対象地域：下記地域を除く市町村で投資を行った場合に対象となります。

大分市(旧野津原町、佐賀関町は対象)、中津市(旧三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町は対象)、別府市、日出町、由布市(旧庄内町は対象)

※2 100%連結親法人がいる法人の場合、親法人の資本金で判定いたします。

※3 補助金等による圧縮記帳を行っている場合、圧縮記帳後の価格で判定いたします。

※4 資本金5,000万円を超える法人については、新設・増設分のみ対象です。

※5 地方税に加え国税(法人税)の優遇(5年間の割増償却)もございます。



日本のおんせん県おおいた  味力も満載